

熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、熊本県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。また、事業展開等を勘案し、「SCS火の国クラブネット」と呼称することができる。

(事務局)

第2条 この協議会は、事務局を会長が所属する団体の事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 熊本県内で活動する総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）の定着・発展を促進するため、その円滑な運営に資する情報交換や交流の活性化を図る協議及び企画運営を行うとともに、本県の生涯スポーツの発展に寄与する。

(事 業)

第4条 この協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総合型クラブ間の交流と情報交換
- (2) 総合型クラブの情報収集・提供と広報活動
- (3) 総合型クラブ活動の支援
- (4) 総合型クラブ関係者の資質向上のための研修活動の企画実施
- (5) 総合型クラブと県体育協会加盟団体等との連携
- (6) その他目的達成に必要な事業

第3章 会 計

(会 計)

第5条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 この協議会の経費は、次のとおりとする。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 助成金
- (4) その他の収入

第4章 組織並びに総合型クラブの加入及び脱会

(組 織)

第6条 この協議会は、県内の総合型クラブをもって構成する。

(加 入)

第7条 この協議会への加入は、所定の加入の手続をもって行う。

(脱会及び除名)

第8条 この協議会を脱会しようとする総合型クラブは、所定の退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第9条 本協議会に加入する総合型クラブは別に定める会費を毎年納入する。

2 この協議会は、加入総合型クラブとしてふさわしくない行為があったとき、理事会及び評議員会において、それぞれの理事現在数及び評議員現在数の過半数の同意を経て、これを除名することができる。

第5章 役員及び評議員

(役 員)

第10条 この協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理事 若干名
- (5) 監事 2名

2 必要に応じて顧問を置くことができる。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。

(役員を選任)

第11条 会長及び副会長は、評議員会でこれを選任する。

2 会長は、総合型地域スポーツクラブ全国協議会（以下「全国協議会」という。）の委員を兼ねる。ただし、全国協議会の役員に就任したときは委員の資格を失い、後任の委員は副会長から選任し、理事会で承認し、全国協議会に推薦する。

3 理事及び監事は、評議員会で選出し、理事長は、理事の互選で定める。

(役員職務)

第12条 会長は、この協議会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、その職務を行う。

3 理事長は、評議員会及び理事会の議決に基づき会務を処理する。

4 理事は、理事会を組織する。

5 監事は、この協議会の業務及び会計に関し監査する。

(任 期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、5期までは再任を妨げない。

なお、顧問については、2期までとする。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまで、その職務を行う。

(評議員)

第14条 評議員は、各加入総合型クラブが代表者1名を選出し、本協議会に届出る。

- 2 評議員は役員を兼ねることはできない。

(評議員の職務)

第15条 評議員は、評議員会を組織して、この規則に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

第6章 会 議

(会議の種類)

第16条 この協議会の会議は、理事会及び評議員会とする。

- 2 緊急を要する場合は、会長が専決することができる。この場合は速やかに理事会に報告しなければならない。

(理事会)

第17条 理事会は、必要に応じて、会長が招集し、評議員会からの委任事項等について審議決定する。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数の者が出席しなければ開会することができない。
- 3 理事会の議長は、会長とする。
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会)

第18条 評議員会は、必要に応じて、会長が招集し、役員選出並びに事業計画、予算、事業報告、決算及び会長が付議した事項を審議決定するが、あらかじめ理事会に委任することができる。

- 2 評議員会は、評議員現在数の過半数の者が出席しなければ開会することができない。
- 3 評議員会の議長は、会長とする。
- 4 評議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 評議員が評議員会に出席できない場合は、当該クラブの者にも委任することができる。

第7章 委 員 会

(委員会)

第19条 この協議会は、必要に応じて、常任委員会及び専門委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

- 2 委員会の名称、目的、委員その他必要な事項は、理事会が別に定める。ただし、常任委員会の委員長は、理事が兼ねるものとする。

第8章 規則の変更

(規則の変更)

第20条 この規則の変更は、評議員会において出席者の3分の2以上の同意を得て変更するこ

とができる。

第9章 補 則

(委任)

第21条 この協議会の運営について必要な事項は、本規則に違反しない範囲以内で理事会において別に定める。

付 則 平成22年2月11日施行
平成23年8月22日一部変更
平成25年2月23日一部変更
平成25年6月1日一部変更
平成27年2月21日追記